

# 「おいでまい」取扱店募集要領

## 1 趣 旨

香川県オリジナル米「おいでまい」を、香川のおいしいお米として広く知ってもらうため、「おいでまい」の提供や取扱いに御協力いただける販売店、飲食店・宿泊施設等を広く募集し、「おいでまい」取扱店として登録・周知することで、広範囲な認知度向上と「おいでまい」の普及を図る。

## 2 登録の要件

次の全ての要件を満たしている県内外の販売店、飲食店・宿泊施設等とする。

- (1) 積極的に「おいでまい」を顧客に提供していること。
- (2) 「おいでまい」の認知度向上に協力できること。
  - ① 「おいでまい」委員会作成のポスター、ミニのぼり、リーフレットなどの広報ツールを活用した積極的なPRを実施すること。
  - ② キャンペーン等の「おいでまい」PR活動を行う場合に、委員会への情報提供に努めること。
  - ③ 「おいでまい」取扱店の店舗情報の公開を了解すること。
- (3) 「おいでまい」の評価向上に協力できること。
  - ① 「おいでまい」栽培者の品質向上の参考とするため、顧客からの評価などの情報提供（アンケートの実施など）に協力できること。

## 3 申請方法・募集期間

- (1) 申請方法：「おいでまい」取扱店登録申請書（様式1）を、「おいでまい」委員会事務局まで提出ください。委員会で内容を確認して登録します。ただし、計画や営業形態など申請内容によっては登録できない場合もありますので御了承ください。
- (2) 募集期間：随時（毎月末を目処として申請受付をとりまとめて登録します。）
- (3) 申請結果：登録の可否、ホームページの掲載状況については、委員会から文書で通知します。

## 4 登録費・登録辞退

- (1) 登録費は無料とする。
- (2) 登録の辞退を希望する場合は、「おいでまい」取扱店登録辞退届出書（様式2）により、委員会に辞退を届け出る。

## 5 申請内容の変更

「おいでまい」取扱店は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に届け出るものとする。

## 6 登録店情報の周知

「おいでまい」委員会において、登録店の情報をリスト化し、ホームページ等への掲載により、広く周知するものとする。

附則 この要領は、平成26年3月12日から運用する。

この要領は、平成28年3月10日から運用する。

この要領は、平成30年5月23日から運用する。

この要領は、令和3年4月1日から運用する。

(様式1)

「おいでまい」取扱店 登録申請書

年 月 日

「おいでまい」委員会 会長 殿

(申請者)  
〒  
住所  
会社名  
代表者名

1 取扱店舗形態	【公開】	販売店 ・ 飲食店、宿泊施設
①取扱内容	【公開】	精米販売 ・ 飲食提供 ・ 加工品販売
②店舗名	【公開】	
③店舗所在地	【公開】	
④店舗 TEL	【公開】	
⑤店舗 HP アドレス(任意)	【公開】	
2 備考	【公開】	※キャンペーン等のPR予定や、飲食店でのメニューの提供予定など、情報発信したい内容があれば御記載ください。(登録後も、随時情報提供可能)
3 「おいでまい」仕入情報	—	※今後、仕入予定の場合は予定時期を御記載ください。
①年間取扱予定数量	—	約 _____ kg/年
②主な仕入れ先	—	米卸売業者 ・ 生産者 ・ 小売業者 ・ 量販店 ・ その他
(任意) 香川県産米の年間取扱量について	—	・ 米の取扱量のうち香川県産米の割合：約 _____ % ・ 主な品種名 ( _____ )
4 本件に関するご連絡先	—	担当部署： 担当者名： TEL： FAX： E-mail：

- ※【公開】と記載がある項目は、「おいでまい」委員会のホームページ等において公開されます。  
※複数店舗がある場合は①～⑤の欄を適宜追記もしくは別葉にて必要数記載してください。  
※【公開】以外の記入内容については、厳正に管理・保管し、取扱店募集要領の運営の目的以外では利用することはありません。

(様式2)

「おいでまい」取扱店 登録辞退届出書

年 月 日

「おいでまい」委員会 会長 殿

(申請者)  
〒  
住所  
会社名  
代表者名

「おいでまい」取扱店募集要領4の(2)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録を辞退する「おいでまい」取扱店

店舗の名称	
店舗の所在地	

2 辞退の理由

- 登録の要件に合致しなくなった  
(内 容: )
- 登録の継続を希望しない
- 店舗の営業を中止した

3 辞退事由の発生日

年 月 日